

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（協力会社の工事書類作成にかかる負担の軽減、現場情報の共有、施工に必要な情報の早期提供 等）
- b. IT実装支援（協力会社及び材料仕入先との案件単位でのデータの相互利用、発注・納品・請求データの共有、取引先情報を扱う権限の適切な設定 等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ・協力会社及び材料仕入先の皆様との取引価格については、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」を目安に、少なくとも年1回は当社から協議の機会を設けます。労務費・原材料費・エネルギー価格の上昇があった場合は、お申し出をお待ちするだけでなく、時期を問わず遅滞なく協議に応じ、増加分の適切な転嫁に努めます。
- ・当社は公共工事を中心に元請として工事を受注し、施工の一部を協力会社の皆様に担っていただいています。協力会社への発注にあたっては、協力会社の適正な利益と、そこで働く方の賃金の引上げ・労働時間の短縮が可能となるよう、施工範囲・工期・費用を十分に協議して決定し、当社の都合による一方的な変更や、協議によらない代金の減額を行いません。
- ・建設業における時間外労働の上限規制を踏まえ、工期の特定時期への過度な集中や、適正なコスト負担を伴わない短い工期での発注を行いません。やむを得ず短い工期での発注や急な変更を行う場合は、それにより協力会社に生じる増加コストを当社が負担します。
- ・代金は、受領日から60日以内に、現金（銀行振込）でお支払いします。材料の発注・納品・請求の照合を速やかに行い、数量及び金額の相違をその都度確認することで、お支払いを遅らせません。

2026年 9月 7日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社オールライト

企 業 名

代表取締役 名里 雄太

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。